

## 岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例（案）

## （趣旨）

第1条 この条例は、岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例（平成20年岩倉市条例第1号）第4条の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図るため、安全安心カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全安心カメラ 犯罪の防止を目的として、第5条第1項各号に掲げる者が特定の場所に継続的に設置して公共の場所を撮影する映像撮影装置であって、映像表示装置又は映像記録装置を備えるものをいう。
- (2) 安全安心カメラ設置者 現に安全安心カメラを設置する者をいう。
- (3) 安全安心カメラ管理責任者 安全安心カメラの管理及び運用を行う者をいう。
- (4) 安全安心カメラ取扱者 安全安心カメラ設置者の指名により、安全安心カメラを取り扱う者をいう。
- (5) 画像 安全安心カメラの映像表示装置により表示されたものをいう。
- (6) 画像データ 安全安心カメラの映像記録装置により記録された電磁的記録（電子的方法、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、安全安心カメラの映像表示装置等を用いて映像として表示することにより特定の個人を識別できる可能性のある映像を含むものをいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める不特定多数の者が利用し、又は通行する場所をいう。
- (8) 市民等 岩倉市（以下「市」という。）に居住し、通勤若しくは通学し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。

## （基本原則）

第3条 安全安心カメラ設置者、安全安心カメラ管理責任者及び安全安心カメラ取扱者（以下「安全安心カメラ設置者等」という。）は、市民等がその容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されない自由を有することに鑑

み、個人情報の保護に配慮するとともに、安全安心カメラにより効果的に犯罪の防止が図られるよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、安全安心カメラの設置及び運用に関し、個人情報が適切に取り扱われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(設置運用基準)

第5条 次に掲げる者は、安全安心カメラを設置しようとするときは、規則で定めるところにより、安全安心カメラの設置及び運用に関する基準(以下「安全安心カメラ設置運用基準」という。)を定めなければならない。

(1) 市

(2) 市から事務又は事業の委託を受けた者及び市から指定を受けた地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 市から安全安心カメラ設置に関する補助金の交付を受けようとする団体

2 前項の規定により安全安心カメラ設置運用基準を定めた者(市を除く。)は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。当該安全安心カメラ設置運用基準の内容を変更しようとするときも、同様とする。

3 第1項の安全安心カメラ設置運用基準の内容は、この条例の規定に適合するものでなければならない。

(安全安心カメラを設置しようとする者の責務)

第6条 前条第1項各号に掲げる者は、安全安心カメラの設置に際しては、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該安全安心カメラの設置目的を明確にすること。

(2) 撮影範囲は、前号の設置目的に照らして適切な範囲とすること。

(3) 撮影範囲内その他の見やすい場所に、安全安心カメラを設置している旨及び安全安心カメラ設置者の名称を表示すること。

(4) 安全安心カメラ管理責任者を置くこと。

(画像等の適正な管理)

第7条 安全安心カメラ設置者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全安心カメラ設置運用基準を遵守し、安全安心カメラの適正な管理及び運用を行うこと。
- (2) 画像及び画像データ（以下「画像等」という。）から知り得た市民等の情報を、正当な理由なく他に漏らさないこと。安全安心カメラ設置者等でなくなった後においても同様とする。
- (3) 画像データの複製、印刷、編集又は加工をしないこと。ただし、次条第1項ただし書の規定により開示し、利用し、又は提供する場合においては、この限りでない。
- (4) 規則で定める保管期間を経過した画像データは、速やかに消去又は記録媒体の破砕により復元することができないようにすること。
- (5) 画像等の漏えい、滅失又は毀損を防ぐための安全対策の措置を講ずること。
- (6) 第4号の規定による画像データの消去若しくは破砕、次条第1項ただし書に規定する画像等の開示、利用若しくは提供又は第9条に規定する苦情の処理の状況について記録しておくこと。

（画像等の開示等の禁止）

第8条 安全安心カメラ設置者等は、画像等を開示し、安全安心カメラの設置目的以外の目的のために利用し、又は外部に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 市民等の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 安全安心カメラ設置者等は、前項ただし書の規定により画像データを外部に提供するときは、提供を受ける者に対し、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付し、及び漏えいの防止その他の画像データの適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（苦情の処理）

第9条 安全安心カメラ設置者等は、その設置し、管理し、又は取り扱う安全安心カメラの管理及び運用に関し、市民等からの苦情があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

2 市民等は、安全安心カメラ設置者等が前項の規定による苦情（第5条から前条までの規定に違反する行為に係るものに限る。）について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し、不服を申し出ることができる。

3 市長は、市民等から前項の規定による申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

(報告及び勧告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第2項の届出を行った者に対し、その設置する安全安心カメラの管理及び運用の状況について報告を求めることができるものとし、当該第5条第2項の届出を行った者は、これに応じなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、安全安心カメラ設置者に対し、安全安心カメラの設置及び運用の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第5条第2項の規定による届出を行わずに安全安心カメラを設置したとき

(2) 第5条第2項の規定による届出に係る安全安心カメラに関し、第5条から第8条までの規定に違反する行為があるとき

(3) 前項の規定による報告を行わないとき

(公表)

第11条 市長は、前条第2項に規定する勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。